

平成29年3月13日

文部科学省初等中等教育局長 殿

全国連合小学校長会長 大橋 明

「小学校学習指導要領改訂案」についての意見

貴省が、標記の件について具体的な改善に向けて精力的に審議を進められましたことに対し敬意を表します。全国連合小学校長会（以下 全連小）としての意見を取りまとめましたので、下記により提出いたします。

記

1 はじめに

現行の学習指導要領は、各教科等において「教員が何を教えるか」という指導の目標や内容を中心に組み立てられていた。今回の学習指導要領改訂案については、児童がその内容を学ぶことを通して、育成を目指す資質・能力（「何ができるようになるか」）や深い学び等を実現するための授業の在り方（「どのように学ぶか」）等にも視点を当てられている。そのことにより、学習指導要領が教育課程編成の際の「学びの地図」としての性質も持っている。特に、総則と、各教科の目標と内容や個別の授業の指導の在り方の関連について配慮がなされている。これらのことについて、大いに評価しているところである。

しかしながら、この学習指導要領に基づいて充実した教育活動を推進するためには、創意工夫した時間割編成も含め、授業の質を高める教員の絶え間ない研究及び研修が必須条件となる。現在の勤務状態及び教職員数ではかなりの困難を感じる。

以下、改訂案の中身及びそれに関係することで、配慮していただきたい事項について意見等を述べる。

2 総則について

- (1) 前文に、「持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められている。」とある。これは前回の学習指導要領では記述がなかった。持続可能な社会の実現を目指す学習や活動、すなわち、E S D（持続可能な開発のための教育）については今後ますます重要になってくるので、この記載は適切であると考えられる。しかし、E S Dについては、第1章の総則では、全く触れられておらず、第3章の「特別の教科道徳」で例示として示されているだけである。E S Dをより一層推進しようとする学校に対し、「学びの地図」として活用ができるように、もう少し内容等が示されているとよいと思われる。

- (2) 現行の学習指導要領の総則で、「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、…」とある。「要」ということを明記し、どの教科等を中心に行えばよいのかが明確であった。改訂案では、道徳教育に付け加え、言語活動及びキャリア教育についても、それぞれ国語科と特別活動を要すると明記されている。教科等横断的な視点で、教育内容を組織的に配列し教育活動の充実が図ることができるよう、この「要」の具体的な位置づけを総則編及び教科領域等編の解説書で丁寧な記述をお願いしたい。
- (3) 中央教育審議会答申で、「中学年の外国語活動においては、年間35単位時間、週当たり1コマ相当の外国語活動を、短時間学習で実施することは困難であり、…」と示されていた。この扱いについて、総則の授業時数等の取扱いのところに該当するところと考えるが詳しい記述がなかった。地区や学校によって差が生じないように、総則編等の解説書で明確にしていきたい。
- (4) 総則に示された「児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。」の趣旨について、各教科等の目標にある「見方・考え方」との関連を図りながら、解説書での丁寧な説明をお願いしたい。

3 各教科等について

- (1) 外国語については、初めて実施されるということで、小学校の英語の理解が深まるよう、解説書では、特に丁寧な記述をお願いしたい。また、外国語教育の目標について、外国語活動では「コミュニケーションを図る素地となる資質・能力」、外国語では「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」と示されている。「素地」と「基礎」の違いの説明もお願いしたい。
- (2) 外国語及び外国語活動について、指導計画の作成と内容の取扱いの中に、「学級担任の教師又は外国語を担当する教師が指導計画を作成し、…」とある。これについては、いろいろな解釈がされるので、文言修正か、その趣旨について解説書での丁寧な説明が必要と思われる。
- (3) 総則には、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）とあるが、「第3章 特別の教科 道徳」の見出しには反映されていない。道徳科の文言はどの程度の扱いをすればよいか、周知・徹底されたい。

4 移行措置について

外国語及び外国語活動の移行措置について、早めに周知していただきたい。また、平成32年度に全面実施となると、3年生以上は年間35単位時間が増える。平成30年度からのすべての学校に求める移行措置も同様に35単位時間を増やすとなると、各地区や学校において厳しいところもあると思われる。そのことも踏まえ、新しい教育課程への移行に最低限必要な指導内容を段階的に取り入れるなど、移行措置の中身を検討していただきたい。

5 人的配置について

条件整備の必要性については、中央教育審議会答申でも示されていたが、これからの学校教育において、人的配置については、特に必要と思われる。

今年1月中旬に、全国の公立小中学校の教諭を対象にした連合のシンクタンク「連合総研」の調査結果で、小中学校の7割が週60時間を超える勤務をしているとの報道があった。

今後、授業時数が増えると、教員の授業の持ち時数が増える。現在でも行われている各教科等の教材研究・教材準備、校務分掌や保護者対応等に加え、外国語活動及び外国語の導入にかかわる教材研究・教材準備、英語の授業力を上げるための研修等、勤務時間の中で処理できる限度を、はるかに超える。そのため、他の教科等の教材研究・教材準備、子どもと向き合う等の時間が減ることが予想される。このことが、学習指導や生活指導にも少なからず影響し、子どもの学力低下、生活規律の乱れにつながる心配もある。今回提示されている次期学習指導要領に基づき、円滑かつ充実した教育活動をできるようにするためには、専科教員及びALT等の人的配置など校内体制整備は欠かせない。